

丹波市企業立地奨励補助金について（R 6 . 4 . 1 改正）

【 目 的 】

地域産業の活性化と雇用機会の創出を図るため、製造業又は兵庫県知事の承認を受けた地域経済牽引事業を実施する施設を新設する事業者に対して、初期投資（用地、建物、設備）の費用について補助金を交付します。

【 対 象 】

日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業所又は兵庫県知事が承認した地域経済牽引事業を実施する施設であり、交付申請時に6箇月以上勤務する常時雇用者を3人以上有するもの。

適 用 要 件	優遇内容	補助対象期間
【用地補助】 ①用地取得後2年以内に操業を開始すること ②工場等を新設するための用地として1,000㎡以上の取得又は500㎡以上の借地をすること	①用地取得費の20% [限度額500万円] ②用地賃借料（敷金等を除く）年額の50% [限度額 200 万円／年間] ※上記①、②は、重複して申請することはできない	用地賃借料に対する補助の期間は、操業開始時の翌年度末まで
【建物補助】 ①工場等を新設するために取得した建物の建築面積が200㎡以上であること ②施設改修工事は、原則、市内業者に発注すること	①工場等の建設費又は取得費の20% [限度額 500万円] ②建物賃借料（敷金等を除く）年額の50% [限度額 200 万円／年間] ③施設改修費の50% [限度額 100 万円] ※上記①、②は、重複して申請することはできない	建物賃借料に対する補助の期間は、操業開始時の翌年度末まで
【設備補助】 事業に必要な機械設備を取得すること	機械設備取得費合計額の50% [限度額 300 万円]	操業開始時 1回限り

新設：市内に工場等を有しない企業が、新たに市内に工場等を開設すること

常時雇用者：企業の就業規則等に定める正社員であって、次の要件のいずれにも該当する者

- ①新設又は増設した工場等において常時勤務する者であること
- ②国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者であること
- ③雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
- ④雇用期間の定めのない者であること

補助経費の支払いは原則、銀行振込みでしてください。

【 申請手続き 】

①対象工場等指定申請書の提出（操業開始の 30 日前まで）

提出書類は、「対象工場等指定申請書」のほか、下記のとおりです。

- ・事業計画書及び建設計画書（図面添付）
- ・土地登記簿謄本及び土地譲渡契約書（写）又は借地権設定契約書（写）
- ・商業・法人登記簿謄本
- ・定款
- ・会社概要のわかる資料（会社パンフレット 等）
- ・申請時における経営状況を証する書類（過去 2 年間）



②対象工場等指定書の交付



③操業開始届の提出（操業開始後 30 日以内）



④補助金の交付申請（操業開始後 1 年以内）

申請書類については、操業開始後にデータで送付します。



⑤審査及び交付決定

書類審査及び現地検査後に補助金の交付可否を決定します。交付決定の場合は、「交付決定通知書」と「補助金請求書」を送付しますので、同請求書に必要事項を記入のうえ、商工振興課まで提出ください。



⑥補助金の交付

振込日等が決定次第通知します。振込後に通帳記帳等で確認ください。

【 注意事項 】

- ・操業開始の 30 日前までに対象工場等指定申請書等の書類を提出する必要があります。期間経過後の受付はできません。
- ・操業開始後 1 年以内に雇用の要件を満たす必要があります。
- ・消費税及び地方消費税に相当する額並びに他の制度による同種の補助金等の額は補助対象外です。
- ・兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の規定に基づく用地又は工場の賃料に対する補助を受ける場合は、用地補助及び建物補助のうち賃借に要する費用については、補助対象外です。
- ・本補助金は、交付申請後に予算措置を行いますので、交付申請から補助金交付まで相応の期間を要します。

お問い合わせ先	： 丹波市産業経済部商工振興課企業誘致係
	〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
	Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005